

## 第 9 章 消費税

### 9-1 消費税のしくみ

#### Q 9-1

**医業における消費税のしくみを教えてください。**

#### A 9-1

消費税は商品やサービスの最終消費者が負担し、その販売を行った中間事業者が納税する間接税であります。流通過程の各段階の事業者は課税売上に係る消費税額から課税仕入に係る消費税額を控除した額、つまり自ら生み出した価値相当額の消費税を納付します。

流通過程での消費税はあくまで預り金であり、最終消費者以外の各段階の事業者は何も負担を負わないのが原則であります。

平成元年導入当初の税率は 3% であり平成 9 年に 4% へ引き上げられると同時に消費税額の 25% 相当額の地方消費税が創設され 5% が現在の税率となっています。

消費税法では、消費税の性格から課税対象とすることがなじまないものや、社会政策的な配慮から非課税とされている取引が定められています。医療における社会保険医療や老人保健施設療養、公費負担医療、公害、自賠責、助産の一部は非課税取引とされ、介護サービス事業においても広範な非課税範囲が設けられています。

消費税の税額計算は、非課税売上有る場合には課税仕入のうち非課税売上に相当する消費税額は控除できない仕組みとなっています。このため、売上のすべてが社会保険医療である医療機関の場合、医薬品や診療材料の仕入に際して支払った消費税はまったく控除できず、すべて医療機関の負担となっています。

つまり、医療機関は自ら払った消費税を最終消費者である患者に転嫁できず、自らが最終消費者になってしまうのであります。これがいわゆる医療機関の「損税問題」といわれるものであり、社会保険医療が非課税であることに起因するものであります。

厚生労働省はあらかじめ診療報酬に消費税相当分を上乗せしていると主張しており、実際に平成元年(1989年)4月の診療報酬改定時に 0.76%、平成 9 年(1997年)4月に 0.77% の計 1.53% が上乗せされていますが、その後の診療報酬のマイナス改定などで、明確に上乗せされているか否かがあいまいなのが現状であり、平成 26 年 4 月から 8%、平成 27 年 10 月からの 10% 税率(2 倍の増税)が決まり損税が 2 倍に拡大するという「恐怖感」があります。